

ケニア競争当局に対する独占禁止法と審査実務に関する技術研修の実施について

平成３０年９月７日
公正取引委員会

公正取引委員会は、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）の協力の下、独占禁止法と審査実務に関するケニア向けの技術研修を東京で開催することとしました。本研修は、ケニア競争当局の職員を対象に、我が国の独占禁止法、事件審査の手法及びその活用に関する知識習得の機会を提供し、ケニアにおける事件審査に係る能力の強化に資することを目的として開催されるものです。

記

- １ 期 間 平成３０年９月１０日（月）～１４日（金）
- ２ 開催場所 公正取引委員会（東京）
- ３ 参 加 者 ケニア競争当局職員１３名
- ４ 実施機関 公正取引委員会及びＪＩＣＡ
- ５ 研修概要
 - ・学識経験者による独占禁止法等の解説
 - ・独占禁止法違反事件に係る審査の手法及びその活用に関する公正取引委員会職員の説明等

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房国際課
	電話 ０３－３５８１－１９９８（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/